

# ～寄附金を受領される法人又は団体のみなさまへ～

## 【長野県の条例指定寄附金】

### 個人県民税の寄附金税額控除についてのお知らせ

#### ★寄附金税額控除制度について

本県では、民間公益活動の推進を図る観点から、長野県県税条例を改正し、税額控除の対象となる寄附金を拡大しました。これにより、個人の方が以下の寄附金を行った場合には、寄附者の個人県民税の税額から一定額が控除されます（平成24年1月1日以降に支出された寄附金から適用）。

- ・ 所得税の寄附金控除対象である法人のうち、県内に事務所・事業所を有するものに対する寄附金  
 （独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人（特定公益増進法人の証明を受けている法人に限る）、  
 社会福祉法人、更生保護法人、認定を受けた特定非営利活動法人 等）
- ・ 知事又は教育委員会が所管する認定特定公益信託に対して支出された金銭

※制度の詳細については県税務課のホームページをご覧ください

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/kifukin.html>

#### ★県に対する手続きについて

特に手続き（指定の申請など）は必要ありません。

#### ★法人・団体のみなさまに御協力いただく事務について

##### 1 寄附をされた個人の方への周知

寄附をされた個人の方に、「寄附をした方、これから寄附を検討している方向けのチラシ」を交付するなどして、制度の周知をお願いします。

##### 2 寄附金を受領した場合の寄附金受領証明書の交付

寄附金を受領した場合、寄附者への「寄附金受領証明書」の交付をお願いします。また、貴法人が学校法人や特例民法法人の場合には、特定公益増進法人である旨を主務官庁が証明した書類の写しの交付をお願いします。

##### 3 寄附者名簿の作成及び送付について

県内に住所を有する個人の方から寄附金を受領した場合は、「寄附者名簿」（寄附者の住所、氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日を一覧表にしたもの）を暦年ごとに県内の市町村別に作成してください。

作成した寄附者名簿は、寄附金を受領した年の翌年1月31日までに、各市町村の住民税担当課あてに送付してください（県に送付する必要はありません。）。また、寄附者名簿は作成後、7年間保存してください。

【お願い】寄附者名簿の市町村への送付は、寄附をされた方が円滑に税額控除を受けるために必要ですので、御協力をお願いします。

<お問い合わせ先>

長野県総務部税務課総務係 電話：026-235-7046（直通）

「寄附をした方、これから寄附を検討している方向けのチラシ」、「寄附金受領証明書」や「寄附者名簿」の様式と記載例は県ホームページに掲載してあります。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/kifukin.html>